

特殊な車両の通行許可等に係る不適切な事務処理について

平成30年度に行った特殊な車両の通行許可申請に対する許可等について、上司の決裁を経ずに許可証を交付するなど、不適切な事務処理があったことが判明いたしました。

関係者ならびに市民の皆様の信頼を失う事案が発生したことについて、深くお詫びいたします。

1 不適切な事務処理が判明した日

平成31年4月17日（水）

2 経緯

特殊な車両の通行許可等に関する事務については、道路法に基づき主に運送事業者等から提出された特殊車両通行許可申請に対する通行許可証の交付、本市以外の道路管理者が行う通行許可に係る協議に対する回答書の送付などを行っています。

年間約2,000件の事務処理を行っていますが、昨年9月頃から、担当職員が通行許可証の交付及び協議回答書の送付、合わせて約400件について、上司の決裁を経ずに通行許可証の交付を行うなど、不適切な事務処理を行ったものです。

特殊な車両とは、車両の構造が特殊である車両又は積載する貨物が特殊な車両であって、その車両の大きさや重さが、法令で定める制限値を超える車両。

3 事後対応

不適切な処理を行った案件について再審査した結果、すべて適正な内容であり、安全性に問題がないことを確認いたしました。よって、許可等を取り消す必要が無いことから、申請があった相手方及び他の道路管理者に対し、内容が適正であったことを通知いたしました。

4 原因

組織としての当該業務の進行管理が不十分であったこと、また、許可証に押印する公印の管理が適切に行われていなかったことによるものです。

5 再発防止策

これまで、担当者が行っていた受付台帳の管理を上司が行うよう見直し、受付から許可等までの事務の進捗を上司が確認できるよう進行管理体制を強化するとともに、適切な申請書類等の保管や公印管理の徹底により、事務処理の適正化を図ります。

また、課内の全職員に対して適正な事務処理の手順などについて、所属長から指導してまいります。